

平群町大字自治会に対する運営費補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、平群町における大字自治会に対し、この規則に定めるところにより、予算の範囲内において、大字自治会運営費として、補助金を交付しその有意義な活用を促進し、もって地域住民の福祉向上に寄与することを目的とする。

(補助金の交付)

第2条 補助金は、大字自治会に対して交付する。

2 補助金の交付については、年1回とし、時期については、町長がこれを定める。

(関係者の責務)

第3条 町長は、補助金に係る予算の執行に当っては、補助金が、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助金の交付を受けた大字自治会は、補助金の交付の目的に従って誠実に大字自治会の運営に努めなければならない。

(補助金の額)

第4条 大字自治会の運営費補助金の額は、予算の範囲内で大字均等割と大字世帯割にて算出する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする大字自治会は、次の書類を添付の上補助金交付申請用紙（別紙様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 大字自治会の当該年度計画書および予算書
- (2) 大字自治会の規約および会則
- (3) 大字自治会の役職名簿
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査および必要に応じて行う大字自治会の調査等により補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定しなければならない。

2 町長は、前項の補助金交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、経費の使用法その他補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定通知書)

第7条 町長は、補助金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、大字自治会に対し、補助金交付決定通知書（別紙様式第2号）を送付しなければならない。

(補助金の交付決定の取消しおよび返還)

第8条 補助金の交付を受けた大字自治会が次の各号の1に該当するときは、町長は、補助金の交付の決定を取消しまたは、すでに交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1)この規則に違反したとき
- (2)補助金を他に流用したとき
- (3)その他偽りまたは不正があったとき

(補助金の交付決定後の目的の遂行等)

第9条 補助金の交付を受けた大字自治会は、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従って目的を遂行し、その交付を受けた補助金を他の用途に使用してはならない。

- 2 町長は、補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その大字自治会に対し当該目的を遂行すべきことを命ずることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日より適用する。